

令和2年2月7日

所沢市医師会 会員の皆様へ

感染症担当理事
赤津

新型コロナウイルス感染症疑い症例への対応について（第3報）

標記について、現在のところ下記の通りと考えます。定義の見直し等がありました。ご参照をお願い申し上げます。

記

1. 経緯

先般1月31日付で対応等について、御連絡を差し上げました。その後、疾病の広がりや特徴が明らかになるにつれて対応法の見直しがなされました（重要点、変更点には下線をつけました）。現在の状況について承知していることを御連絡致します。

関連情報は逐次更新されていますので細部は厚生労働省のホームページをご参照下さい。（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html）

国立感染症研究所のホームページもご参照下さい。

（<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov.html>）

2. 疑い症例の定義

以下のI及びIIを満たす場合を「疑い」とする。

I. 発熱（37.5度以上）かつ呼吸器症状（せき等）を有している。

II. 発症前2週間以内に、以下の（ア）、（イ）の暴露歴のいずれかを満たす。

（ア）湖北省に渡航若しくは居住していたもの。

（イ）または、（ア）のものと濃厚接触歴があるもの。

※：武漢から湖北省に対象が広がりました。但し、すでに渡航歴がない日本人の感染例が出ていること、無症状病原体保有者の存在がわかっていますので定義は今後修正される可能性が高いです。

3. 問い合わせについて

疑い症例からの問い合わせがあった場合は「住所地を所轄する保健所に連絡する」ようにお伝え下さい。（狭山保健所の電話番号は04-2954-6212）。

感染症法の指定感染症に2月1日に指定されましたので保健所との連携が必須です。

4. 疑い症例にあたるかの診察について

疑い症例に該当するか否かについて、各医療機関でスクリーニングを行って下さい。疑い症例に該当する場合は、原則、保健所の指導下で対応することになりますので、保健所へ連絡して下さい。また、直接来院された場合も保健所に連絡して指示を頂くようにして下さい。

診察の際にはサージカルマスクの着用、標準予防策の遵守を徹底して下さい。個室での診察をお勧めします。明らかな肺炎、重篤な全身状態の場合は入院を考慮することになります。その場合は保健所との連携により、第一種、第二種感染症指定医療機関（以下、感染症指定医療機関と略）への入院となります。

5. 疑い例からの検体採取について

現在のところ、診断法はPCRによる遺伝子診断です。実施は保健所の指導下に行うこととなります。尚、国立感染症研究所の策定した検体採取マニュアル更新版を添付します。2月6日付文書では必要な検体の優先順位について、1番目が下気道由来検体（喀痰もしくは気管吸引液）、2番目が咽頭ぬぐい液となっています。小職発2月3日付文書で検体採取がウイルス輸送液に限定された旨を連絡しましたが、今回の変更では上気道検体採取の際にウイルス輸送液がない場合はPBSあるいは生理食塩水の使用を許容するとの記載となっています。

6. 感染症指定医療機関について

基本的には所轄の保健所の指導下で受診や入院の段取りを進めることとなります。

疑い症例に該当する場合には、直接診療所に受診した場合でも保健所との連携により感染症指定医療機関への受診、入院加療を考慮することとなります。

近傍の感染症指定医療機関は防衛医大、埼玉医大、国立埼玉病院ですが、直接の問い合わせは避けて下さい。可能な限り、保健所との連携を重視して下さい（防衛医大の対応として、日中は感染対策室、夜間は呼吸器・感染症内科当直と伺っていますが、軽微な問い合わせが重なると適切な診療の維持に支障がでると思います）。すでに、防衛医大からはコロナウイルス関連以外の呼吸器科患者の紹介受け入れを一時中止する旨連絡がありました。

7. その他

日本医師会や厚生労働省からの情報は断片的で、現時点では逐次フォローせざるを得ない状況です。医師会からのFAXニュースや上記のホームページの情報を御覧頂き、対応をお願い申し上げます。

以上

2019-nCoV (新型コロナウイルス) 感染を疑う患者の 検体採取・輸送マニュアル

2019-nCoV(新型コロナウイルス)の病原体検査を依頼する際には下記の通りをお願いいたします。

【必要な検体】

現行の病原体検査(PCR)では下記の2検体を検査します。下気道にウイルス量が多いことが報告されていますので、なるべく喀痰などの下気道由来検体の採取をお願いします。痰が出ないなど、下気道由来検体の採取が難しい場合は咽頭ぬぐい液のみで構いません。

検体送付の優先順位	検体の種類	採取時期	量
1	下気道由来検体 (喀痰もしくは気管吸引液)	できるだけ早く(発病後5日以内)	1-2 mL
2	咽頭ぬぐい液	できるだけ早く(発病後5日以内)	1本

上記に加え、下記の検体は近い将来に血清診断法が開発された場合、診断等に有用である可能性があり、できる限り採取し、医療施設内で保存をお願いします。(今回の検索では検査機関に送付する必要はありません。)

保存温度	検体の種類	採取時期	量
-80℃以下	血清(急性期)	できるだけ早く(発病後5日以内)	1-2 mL
-80℃以下	回復期血清	発病後14~28日	1-2 mL

さらに、下記の検体は今後、患者病態の評価に有用である可能性が考えられています。可能であれば採取し、医療施設内で保存をお願いします。(今回の検索では検査機関に送付する必要はありません。)

保存温度	検体の種類	採取時期	量
-80℃以下	全血(EDTA-Na または K 加血)	できるだけ早く(発病後5日以内)	1 mL(可能であれば血球分離)
-80℃以下	尿	発病4日以降	1-2 mL
-80℃以下	便	消化器症状がある時に採取	0.1g
要相談	剖検組織	剖検時	担当者にご相談ください。

【検体採取時の留意点】

- **下気道由来検体**・・・患者が挿管されていない場合、喀痰を採取する。人工呼吸器管理下にある場合には無菌的な操作のもとに、滅菌されたカテーテルを使って気管吸引液を採取する。臨床的に禁忌とならない場合は気管支肺胞洗浄液の採取も検討する。採取した吸引液または喀痰はスクリューキャップ付きプラスチックチューブに入れ蓋をし、パラフィルムでシールする。
- **咽頭ぬぐい液**・・・滅菌綿棒(フロックスワブなど)で咽頭を十分にぬぐい、綿棒をウイルス輸送液(VTM / UTM)が入った滅菌スピッツ管に入れ蓋をし、パラフィルムでシールする。ウイルス輸送液が無い場合は PBS や生理食塩水などを用いる。
- **血清**・・・血清は常法に従い分離する。分離後の血清を密栓できるプラスチックチューブに 1-2ml入れ、蓋をした後、パラフィルムでシールする。凝固剤が入っていても可で、血清分離剤入りの採血管を用いた場合は、遠心後の血清 1-2mlをプラスチックチューブ(滅菌チューブが望ましい)に移し蓋をした後、パラフィルムでシールする。
- **全血**・・・全血は血液凝固阻止剤(EDTA-Na または K)入りの採血管に採取し、1-2mlを密栓できるプラスチックチューブに分注し、蓋をした後、パラフィルムでシールする。可能であれば、血球分離し、末梢血単核球を細胞保存液に懸濁して凍結保存する。末梢血単核球の分離は BD バキュティナ® CPT™ 単核球分離用採血管を使うと簡便である。また、採血後の分注や血球分離ができない場合は、PAXgene® RNA 採血管を用いて採血し、そのまま凍結保存しておいても良い。
- **尿**・・・1-2mlを試験管(ファルコンチューブなど)にいれ、蓋をした後、パラフィルムでシールする。
- **便**・・・0.1g程度(小豆大)を密栓できるプラスチックチューブに採取して蓋をした後、パラフィルムでシールする。
- **剖検組織**・・・患者が死亡し、剖検でサンプルが採取可能な場合は担当者まで連絡する。

【検体輸送まで】

上気道、下気道検体は採取後、可能な限り速やかに氷上または冷蔵庫(4℃)に保管し、輸送まで 48 時間以上かかる場合は-80℃以下で凍結保存してください。その他の検体は結果判明後、検査機関に送付する可能性があるため、それまで-80℃以下で凍結保存してください。-80℃の冷凍庫がない場合は通常の冷凍庫(-20℃程度)でかまいません。

【検体の輸送】

- (1) 一次保管容器には、血清保管チューブ等(スクリーキャップ付きプラスチックチューブが望ましい)を用い、検体採取日、検体の種類(検体採取部位)、各医療機関にて照合可能な識別番号を容器に記載した上で輸送してください。その際、検体リストを紙媒体にて添付してください。
- (2) 全ての検体の輸送に関しては、事前に連絡を行い、48 時間以内に検体を輸送(発送)することが可能な場合には、検体採取後 4℃の冷蔵庫に保存し、保冷剤を同梱し冷蔵で輸送してください(凍結させない)。48 時間以内に輸送することが不可能な場合は、検体採取後-80℃以下の冷凍庫に保存し、ドライアイスを用いて検体を冷凍したまま輸送します。安全性の観点から、ドライアイスは密閉した容器(二次容器)には決して入れないでください。
- (3) 病原体を含む検体は担当者によく相談した上で、基本的に三重梱包を行ない、「病毒を移しやすい物質カテゴリー-B」を取り扱う輸送業者を利用して送付してください。輸送容器は国立感染症研究所から貸し出しが可能です。行政検査の枠組みで検査を実施する場合の検体輸送については、「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス 2013-2014 版」をご参照ください。

【同意の取得について】

感染研に検体を送付する場合、検査後の余剰検体を診断、治療の開発研究に使用される場合があります。可能であれば、検査後検体を用いた研究への協力について、患者(代諾者)の意向を確認してください(患者主治医が確認してください)。その場合は、感染研から送付する説明文書(文書の入手については下記連絡先までご連絡ください)を使用して同意を確認し、同意取得の詳細について「国立感染症研究所への検体・情報の提供に関する記録」に記載の上、検体に同梱してください。

【連絡先】

【技術的なこと】

〒208-0011 東京都武蔵村山市学園 4-7-1
国立感染症研究所 ウイルス第三部
E-mail sample-nCoV@nih.go.jp

【検体送付に関すること】

〒208-0011 東京都武蔵村山市学園 4-7-1
国立感染症研究所 総務部業務管理課検定係
電話 042-561-0771

【気道由来検体以外に関する技術的なこと】

【検査後検体を用いた研究に関すること】

〒162-8640 東京都新宿区戸山 1-23-1
国立感染症研究所 感染病理部
E-mail pathology@nih.go.jp